

請求人 あて

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	中 家 華 江
同	本 間 豊
同	梶 村 充
同	和 田 卓 生

住民監査請求に基づく監査について(通知)

平成 30 年4月9日に受け付けた住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、敬老特別乗車証等にかかる負担金（請求人は「補助金」と記載しています。）を株式会社江ノ電バス横浜がどのような用途に充てているかを問題としているのであって、住民監査請求の要件である横浜市の執行機関又は職員について財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実を主張するものではありません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

担 当 横浜市監査事務局監査部監査管理課
玉川、関

電 話 045-671-3361

ファクス 045-664-2944